

広島市報号外第13号

財 政 事 情

平成23年度上半期

広 島 市

# 公 告

平成 23 年 11 月 30 日

平成 22 年度の決算の状況と、平成 23 年度上半期の財政の状況を次のように公表します。

広島市長 松井 一實

## 目 次

### I 平成 22 年度の決算の状況

- 1 財政規模の推移
- 2 財政の状況
  - (1) 市税収入
  - (2) 義務的経費
  - (3) 経常収支比率
- 3 市債残高と公債費負担の状況
  - (1) 市債残高
  - (2) 起債制限比率、公債費比率及び実質公債費比率
- 4 財源調整のための基金の状況
- 5 決算資料（参考）
  - (1) 会計別総括表
  - (2) 一般会計<歳入>
    - ① 歳入の内訳
    - ② 市税の内訳
  - (3) 一般会計<歳出>
    - ① 歳出〔目的別〕の内訳
    - ② 歳出〔性質別〕の内訳
- 6 市民一人当たりの金額
- 7 企業会計の決算
- 8 健全化判断比率等について
  - (1) 健全化判断比率
  - (2) 資金不足比率

### II 平成 23 年度の財政状況

- 1 予算の執行状況
  - (1) 一般会計
  - (2) 特別会計
- 2 市有財産の状況
- 3 市債及び一時借入金の状況
  - (1) 市債
  - (2) 一時借入金

# I 平成22年度の決算の状況

## 1 財政規模の推移（図1）

- ・ 広島市が旧五日市町と合併した昭和60年を基準（指数100）に、広島市（一般会計）、地方財政全体（普通会計）、国（一般会計）の動きを比較すると、広島市は、国と比べ平成3年度以降大きな伸びを示している。また、地方財政全体と比べると、ほぼ類似の動きであったが、平成9年度に広島市の方が大きく伸び、その後も高い値を示していたが、平成12年度からは投資的経費の縮減などにより値が下がっている。
- ・ 平成22年度は、子ども手当の創設に伴う皆増などにより、財政規模は5年連続して増加している。（対前年度プラス1.6%）
- ・ また、一般会計と市税収入との関係を見ると、平成2年度までは、おおむね両者の伸びがほぼ整合のとれた形で推移していたのに対し、平成3年度にはその均衡が崩れ、平成4年度以降は市税収入が伸び悩み、その結果、大きな乖離が生じた状態が続いている。

## 2 財政の状況

### (1) 市税収入（図2）

- ・ 市税収入は、平成元年度には1,813億円、対前年度プラス5.0%と、当時としては戦後最低の伸び率となったが、それでも、平成4年度までは毎年100億円程度増加してきた。
- ・ しかし、平成5年度には、不況の影響で2,123億円、対前年度マイナス0.2%と、戦後初めて対前年度比マイナスとなり、平成6年度には、減税等の影響で2,050億円、対前年度マイナス3.4%（戦後最低の伸び率）とさらに落ち込んだ。
- ・ その後、市税収入の伸びは非常に低い状態で推移し、平成10年度以降は7年連続で減少し続けていたが、平成17年度にプラスに転じて以降は4年連続で増加した。
- ・ 平成22年度は、前年給与収入の減等による個人市民税の大幅な減収などにより、対前年度マイナス0.6%の2,011億円と2年連続の減少となった。

### (2) 義務的経費（図2）

- ・ 市税収入の動向にかかわらず、歳出のうちその支出が義務付けられ、硬直性の高い義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）は、平成元年度から平成9年度までは平均して毎年100億円程度増え続け、平成10年度は、対前年度比1億円の増にとどまったものの、平成11年度は、公債費について国の臨時特例措置により、市債を135億円繰上償還したことなどにより、再び153億円増加した。平成12年度は、市債の繰上償還の皆減や高齢者福祉事業等の介護保険事業特別会計への移行などにより減少したが、以降は再び増加傾向にある。
- ・ 平成22年度については、子ども手当の創設や生活保護費の増加による扶助費の増加などにより、義務的経費全体では69億円（対前年度プラス2.6%）の増加となっている。
- ・ 義務的経費には、国庫補助金などの特定財源が充てられるものもあるため、市税収入と単純には比較できないが、両者の関係をみると、平成元年度から平成4年度までは市税収入が360億円上回っていたが、平成5年度以降その差は急激に縮小、平成9年度には両者の関係が逆転し、平成22年度には義務的経費が756億円上回っている。

〔 ※ 扶助費とは、生活困窮者、高齢者、被爆者、障害者等に対して、その生活を維持するために支出される経費である。 〕

### (3) 経常収支比率（表1）

- ・ 経常的に支出される経費には、義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）以外にも、公共施設の管理運営費等の物件費などがある。
- ・ これらの経費も含め、財政構造の弾力性をみるための指標として使われる経常収支比率も、平成3年度から平成14年度まで増加し続け、平成22年度は96.3%となっている。

図1 広島市一般会計・市税、地方財政及び国の決算規模の推移

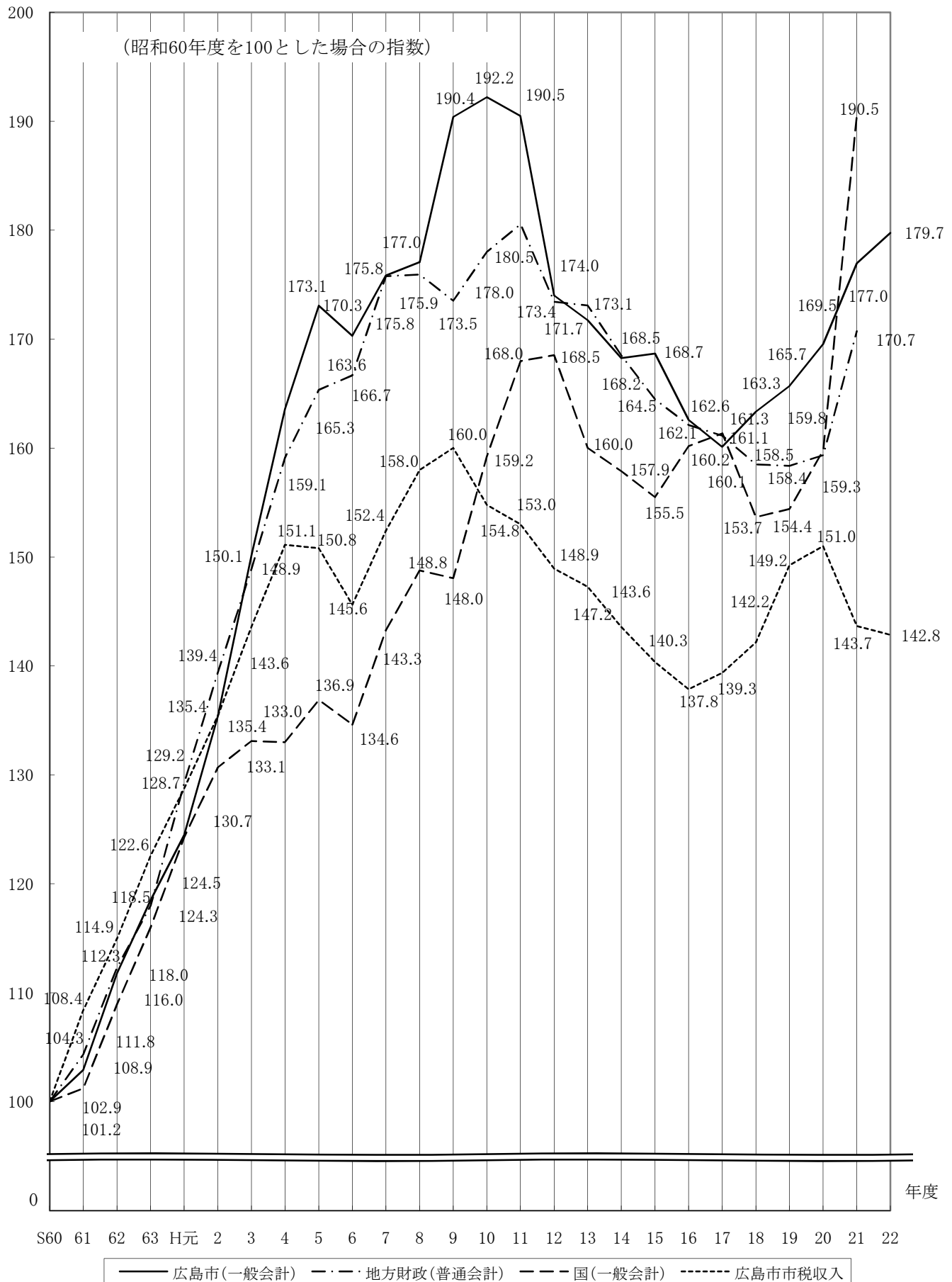
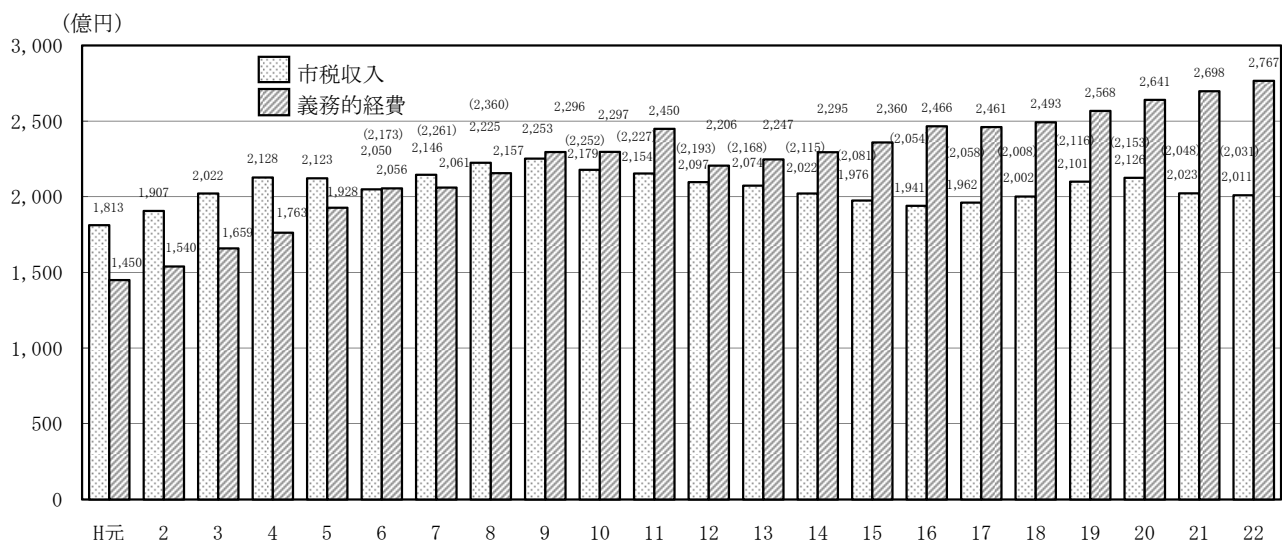


図2 市税収入と義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）の推移（決算ベース）



(注) ( ) 内は、減税補てん債及び地方特例交付金を含めた金額である。  
 (注) 義務的経費には国庫補助金などの特定財源が充てられるものもあるため、市税と義務的経費の関係は単純には比較できない。

義務的経費の内訳

(単位：億円)

区分	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
人件費	655	695	740	748	794	842	840	863	894	889	905	903	912	876	861	832	849	858	899
扶助費	481	499	531	566	593	622	658	692	720	754	780	718	760	804	874	915	939	956	997
公債費	314	346	388	449	541	592	563	602	682	654	765	585	575	615	625	719	673	679	672
計	1,450	1,540	1,659	1,763	1,928	2,056	2,061	2,157	2,296	2,297	2,450	2,206	2,247	2,295	2,360	2,466	2,461	2,493	2,568

区分	20	21	22
人件費	873	875	867
扶助費	1,030	1,102	1,302
公債費	738	721	598
計	2,641	2,698	2,767

表1 経常収支比率の推移

(単位：%)

H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
68.2	67.2	71.4	71.5	78.0	79.9 (83.8)	82.0 (85.5)	84.3 (88.5)	87.8 (89.9)	89.9 (92.3)	90.3 (90.9)	88.7 (89.5)	91.1 (93.9)	93.9 (99.2)	93.9 (104.2)	96.1 (104.5)	96.0 (102.0)	95.8 (101.0)	98.4 (102.7)	96.2 (100.1)

21	22
97.9 (106.3)	96.3 (107.6)

(注) ( ) 内は、減税補てん債、臨時税収補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いて整理した経常収支比率である。

$$\left( \begin{array}{l} \text{人件費、扶助費、公債費、施設の管理運営費} \\ \text{などの経常経費に充てる一般財源} \\ \text{市税及び普通交付税など経常的に収入される一般財源} \end{array} \right) \times 100$$

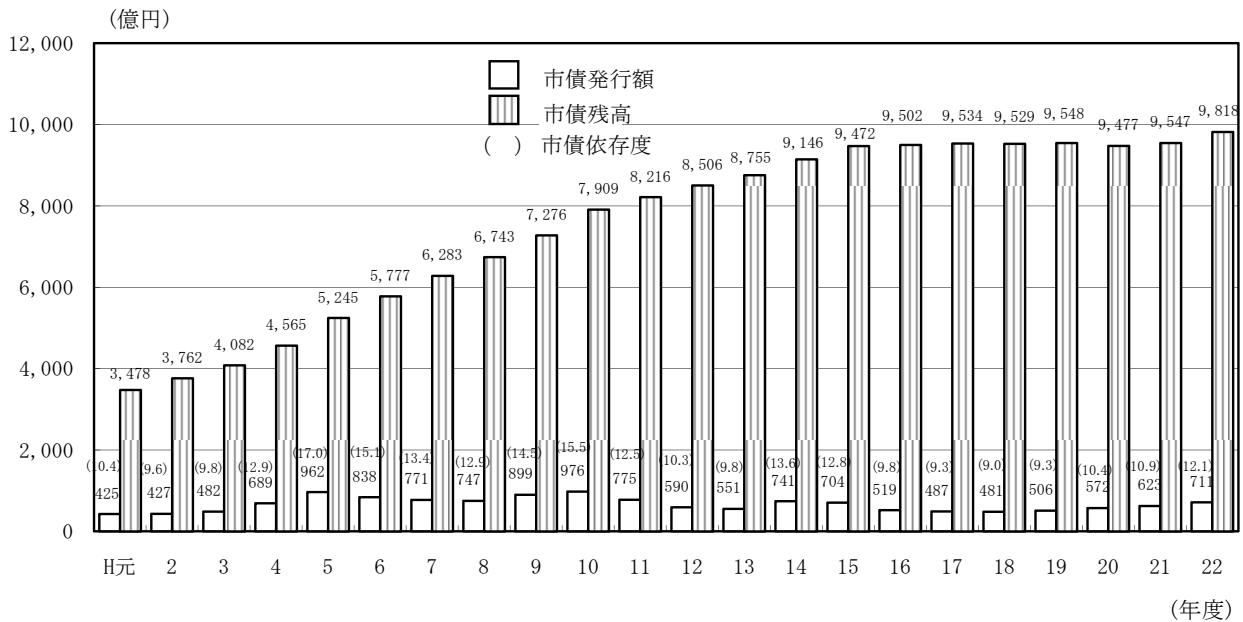
### 3 市債残高と公債費負担の状況

#### (1) 市債残高（図3）

市債については、これまで、道路交通網などの都市基盤整備や景気浮揚のための公共事業の拡大を行ってきたこと、また、近年は、臨時財政対策債の発行により、残高が累積している。

本市では「財政健全化計画」（計画期間：平成10～15年度）、「第2次財政健全化計画」（計画期間：平成16～19年度）に基づき、市債残高の抑制に努めてきたが、依然として高い水準にあるため、平成20年2月に策定した「今後の財政運営方針」（計画期間：平成20～23年度）においても、市債残高の抑制を目標の一つに掲げ、市債発行額の抑制に努めることとしている。

図3 市債残高、発行額、依存度の推移



#### (2) 起債制限比率、公債費比率及び実質公債費比率（表2）

地方公共団体における公債費負担に係る指標として、従来は、市税等一般財源に占める公債費の割合を示す公債費比率や、地方交付税措置を考慮した実質的な数値を示す起債制限比率が用いられてきたが、平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制に移行したことに伴い、地方債同意等基準の指標として、実質公債費比率が導入され、従来の起債制限比率では把握されていなかった公営企業債の償還財源に充てられる一般会計からの繰出金などが準元利償還額として実質的な公債費に含まれるなどの見直しが行われている。なお、協議制への移行後も実質公債費比率が18%を超える地方公共団体は、地方債の発行に当たって総務大臣の許可が必要となる。

本市の平成22年度決算における実質公債費比率は15.6%であり、許可が必要となる基準である18%を下回ったため、平成23年度は平成22年度に引き続き総務大臣へ協議することで地方債の発行ができることになった。（平成19年度までは総務大臣の許可が必要だった。）

表2 起債制限比率、公債費比率及び実質公債費比率の推移

(単位：%)

区分	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
起債制限比率	11.1	11.4	11.8	12.2	12.5	12.8	13.2	13.7	14.1	14.9	15.1	15.2	15.1	15.5	16.2	15.9	14.9	13.8	13.7	13.6	13.9	14.0
公債費比率	13.3	14.3	15.1	15.1	16.1	16.9	17.4	18.6	19.3	20.8	20.3	19.7	20.4	21.6	22.1	19.7	18.9	18.6	18.7	17.5	17.9	17.5
実質公債費比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21.1	20.9	16.1	15.6	15.7	15.6

#### 4 財源調整のための基金の状況（図4）

- 基金とは、特定の目的のために資金を積み立てたもので、将来の大幅な税収減や災害の発生等の不測の事態に対応するための「財政調整基金」や、大規模な都市施設の整備を推進するための「都市整備事業基金」などがある。
- 基金残高は、ピーク時の平成2年度末には、財政調整基金と都市整備事業基金あわせて約531億円あったが、厳しい財政状況に対応するため、毎年度取崩しをした結果、平成14年度末で約73億円まで減少した。その後、財政の健全化に向け積極的に取り組んだ結果、平成22年度末の基金残高は約143億円となっている。

図4 基金の年度末残高の推移

